ＤＣＯ登録のための金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書等の一部改正について

Ⅰ．改正趣旨

アメリカ商品取引所法（Ｃｏｍｍｏｄｉｔｙ Ｅｘｃｈａｎｇｅ Ａｃｔ）５ｂ条は、米国の金融機関等を相手としてデリバティブ取引の清算を行うにあたっては、米国商品先物取引委員会（以下「ＣＦＴＣ」という。）にデリバティブ清算機関（Ｄｅｒｉｖａｔｉｖｅｓ Ｃｌｅａｒｉｎｇ Ｏｒｇａｎｉｚａｔｉｏｎ、以下「ＤＣＯ」という。）の登録を受けることを求めており、当社が行っている金利スワップ取引清算業務において、いわゆる国内ブックー米国ブックの取引を清算するためには、ＤＣＯの登録が必要となる。

ＤＣＯの登録を受けるにあたっては、ＤＣＯに関するＣＦＴＣの規則上の要件に対応する必要があるため、これに対応すべく、金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書等について、所要の制度改正を行う。

記

Ⅱ．改正概要	（備　考）
１．金利スワップ清算資格の要件の変更	
（１）自己資本額基準	
・金利スワップ清算資格の要件のうち、自己資本額が１，０００億円以上であることを求める基準について、自己資本額が５，０００万米ドル又は５０億円のいずれか低い額以上であることを求める内容に引下げを行う。	・金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書（以下「業務方法書」という。）第９条第１項第２号ａ（ａ）及びｂ（ａ）等並びに第２８条第５項第１号ａ等
（２）ポートフォリオ基準	
・金利スワップ清算資格の要件のうち、金利スワップ取引の未決済残高が１０兆円以上であることを求める基準を撤廃する。	・業務方法書第９条第１項第３号ｂ
２．リスク・リミットの導入	
（１）清算参加者の自己取引口座又は各委託取引口座に係るリスク・リミット	
・清算参加者の自己取引口座又は委託取引口座ごとの当初証拠金所要額が、当該清算参加者の自己資本額の５０％を超えた場合には、各取引口座に係る当初証拠金所要額の当該清算参加者の自己資本額に占める割合に応じて、当初証拠金所要額の引上げの措置を行うことができることとする。	・業務方法書第２９条の２及び第３６条、金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い（以下「業務方法書取扱い」という。）第２３条の２並びに措置評価委員会規則第３条
・清算参加者の自己取引口座又は委託取引口座ごとの当初証拠金所要額が、当該清算参加者の自己資本額の１００％を超えた場合には、審問のうえ、当該超過した口座に係る新たな債務負担の停止の措置を行うとともに、取締役会の決議による当該口座	

を対象としたポジション保有状況の改善指示の措置を行うことができることとする。

・ポジション保有状況の改善指示を受けた清算参加者は、ポジション保有状況を改善することを目的として、任意解約又は資本充実その他具体的な措置（清算委託者への必要な限度での措置の要請を含む。）を講じるものとする（項番２．（２）について同じ。）。

・債務負担の停止及びポジション保有状況の改善指示の措置は、措置評価委員会の諮問事項とする（項番２．（２）について同じ。）。

（２）清算参加者の合計ポジションに係るリスク・リミット

・清算参加者の自己取引口座及びすべての委託取引口座に係る当初証拠金所要額の合計額が、当該清算参加者の自己資本額の２００％を超えた場合には、審問のうえ、当該清算参加者に係る新たな債務負担を停止するとともに、取締役会の決議によるポジション保有状況の改善指示の措置を行うことができることとする。

・ 業務方法書第２９条の３及び措置評価委員会規則第３条

３．清算参加者の破綻処理手続への参加の委託

・清算参加者の破綻処理手続への参加（破綻処理入札への参加及び落札した場合におけるポジションの引受けをいう。）を他の清算参加者に委託できることとする。

・当該委託を行う場合には、当該委託を受けた者による破綻処理演習への参加、利益相反を回避するための方法、破綻処理手続に関する金利スワップ取引業務方法書等の規定等を遵守する旨を規定した委託に係る契約を締結することとする。

・当該委託は、既に他の清算参加者から当該委託を受けている者に行うことはできないこととする。

・ 業務方法書第９条第１項第３号ｂ及び業務方法書取扱い第５条の２

・他の清算参加者が破綻した場合における損失補填において、当該委託を行っている清算参加者に係る金利スワップ清算基金の使用順序及び第三階層特別清算料の負担順序は、当該委託を受けた者による破綻処理入札への参加の有無及び入札価格等によるものとする。

・ 業務方法書第１０３条第５項及び破綻処理規則第２１条第３項

４．ＣＦＴＣへの書類の提出

・ＣＦＴＣから、清算参加者の財務計算に関する書類及びリスク管理に関する書類の提出を求められた場合は、清算参加者が当社に提出等した書類のうち該当するものをＣＦＴＣに提出するものとする。

・ 業務方法書取扱い第４７条の５

５．　その他

・その他、所要の改正を行う。

Ⅲ．施行日

平成２６年４月１日から施行する。

以　上

別紙

金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書等の一部改正新旧対照表

目　　次

１．　金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表

２．　金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

３．　措置評価委員会規則の一部改正新旧対照表

４．　金利スワップ取引清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則の一部改正新旧対照表

５．　金利スワップ破綻管理委員会規則の一部改正新旧対照表

金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表

新	旧
（金利スワップ清算資格の要件） 第９条　承認審査は、取得申請者に関する次に掲げる事項その他当社による金利スワップ取引清算業務の適切な遂行を確保する観点から必要と認める事項について行うものとする。 （１）　（略） （２）　財務基盤 ａ　金融商品取引業者 （ａ）　自己資本額が５，０００万米ドル又は５０億円のいずれか低い額以上であること。 （ｂ）～（ｄ）　（略） ｂ　登録金融機関 （ａ）　自己資本額が５，０００万米ドル又は５０億円のいずれか低い額以上であること。 （ｂ）・（ｃ）　（略） （３）　業務執行体制 ａ　（略） ｂ　破綻した清算参加者の清算約定の処理手続に参加できる業務執行の体制を備えていること（他者（当社が定める者に限る。）に対する当社が定める清算約定の処理手続への参加の委託により当該業務執行の体制を備えている場合を含む。）。	（金利スワップ清算資格の要件） 第９条　承認審査は、取得申請者に関する次に掲げる事項その他当社による金利スワップ取引清算業務の適切な遂行を確保する観点から必要と認める事項について行うものとする。 （１）　（略） （２）　財務基盤 ａ　金融商品取引業者 （ａ）　自己資本額が１，０００億円以上であること。 （ｂ）～（ｄ）　（略） ｂ　登録金融機関 （ａ）　自己資本額が１，０００億円以上であること。 （ｂ）・（ｃ）　（略） （３）　業務執行体制 ａ　（略） ｂ　自社又は自社を含む企業集団の金利スワップ取引の未決済残高（未決済の金利スワップ取引の想定元本を合計した額をいう。以下本号において同じ。）が１０兆円（自社を含む企業集団単位で未決済残高の額を算出する場合においては、１０兆円に当該企業集団における清算参加者の数を乗じた額）以上であることその他破綻した清算参加者の清算約定の処理手続に参加できる業務執行の体制を備えていること。
２　被保証取得申請者に係る承認審査は、前項第２号の事項に代えて、当該被保証取得申請者が、資格取得予定期日において、次の各号に掲げる	２　被保証取得申請者に係る承認審査は、前項第２号の事項に代えて、当該被保証取得申請者が、資格取得予定期日において、次の各号に掲げる

被保証取得申請者の区分に従い、当該各号に定める基準に適合すると見込まれ、かつ、清算参加者として安定した収益力が見込まれることについて行うものとする。	被保証取得申請者の区分に従い、当該各号に定める基準に適合すると見込まれ、かつ、清算参加者として安定した収益力が見込まれることについて行うものとする。
（１）　金融商品取引業者	（１）　金融商品取引業者
ａ　自己資本額が５，０００万米ドル又は５０億円のいずれか低い額以上であること及び親会社等（当該被保証取得申請者のために親会社等保証を行う当該被保証取得申請者の親会社等に限る。以下本項において同じ。）の自己資本額（親会社等が金融商品取引業者又は登録金融機関でない場合には、これに相当する額）が５，０００万米ドル又は５０億円のいずれか低い額以上（親会社等が複数の清算参加者のために親会社等保証を行う場合には、５，０００万米ドル又は５０億円のいずれか低い額に親会社等保証を受ける清算参加者の数（親会社等が清算参加者である場合には当該数に１を加えた数）を乗じた額。次号において同じ。）であること。	ａ　自己資本額が５００億円以上であること及び親会社等（当該被保証取得申請者のために親会社等保証を行う当該被保証取得申請者の親会社等に限る。以下本項において同じ。）の自己資本額（親会社等が金融商品取引業者又は登録金融機関でない場合には、これに相当する額）が１，０００億円以上（親会社等が複数の清算参加者のために親会社等保証を行う場合には、１，０００億円に親会社等保証を受ける清算参加者の数（親会社等が清算参加者である場合には当該数に１を加えた数）を乗じた額。次号において同じ。）であること。
ｂ・ｃ　（略）	ｂ・ｃ　（略）
（２）　登録金融機関	（２）　登録金融機関
ａ　自己資本額が５，０００万米ドル又は５０億円のいずれか低い額以上であること及び親会社等の自己資本額（親会社等が金融商品取引業者又は登録金融機関でない場合には、これに相当する額）が５，０００万米ドル又は５０億円のいずれか低い額以上であること。	ａ　自己資本額が５００億円以上であること及び親会社等の自己資本額（親会社等が金融商品取引業者又は登録金融機関でない場合には、これに相当する額）が１，０００億円以上であること。
ｂ・ｃ　（略）	ｂ・ｃ　（略）
３　第１項第３号ｂの委託の変更その他必要な事項は、当社が定める。	（新設）
（清算参加者に対する措置）	（清算参加者に対する措置）
第２８条　（略）	第２８条　（略）

２～４　（略）	２～４　（略）
５　当社は、次の各号に掲げる場合に応じて、清算参加者が当該各号のいずれかの事由に該当することとなったと認める場合には、当該清算参加者を審問のうえ、その事由が消滅するまで、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引について新たな債務負担の全部又は一部の停止の措置を行うことができる。	５　当社は、次の各号に掲げる場合に応じて、清算参加者が当該各号のいずれかの事由に該当することとなったと認める場合には、当該清算参加者を審問のうえ、その事由が消滅するまで、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引について新たな債務負担の全部又は一部の停止の措置を行うことができる。
（１）　当該清算参加者が親会社等保証を受けていない場合	（１）　当該清算参加者が親会社等保証を受けていない場合
ａ　自己資本額が５，０００万米ドル又は５０億円のいずれか低い額を下回り、速やかな回復が見込めないとき。	ａ　自己資本額が１，０００億円を下回り、速やかな回復が見込めないとき。
ｂ～ｅ　（略）	ｂ～ｅ　（略）
（２）　当該清算参加者がその親会社等から親会社等保証を受けている場合	（２）　当該清算参加者がその親会社等から親会社等保証を受けている場合
ａ　当該清算参加者の自己資本額が５，０００万米ドル又は５０億円のいずれか低い額を下回り、速やかな回復が見込めないとき。	ａ　当該清算参加者の自己資本額が５００億円を下回り、速やかな回復が見込めないとき。
ｂ　当該親会社等の自己資本額（当該親会社等が金融商品取引業者又は登録金融機関でない場合には、これに相当する額）が５，０００万米ドル又は５０億円のいずれか低い額（当該親会社等が複数の清算参加者のために親会社等保証を行う場合には、５，０００万米ドル又は５０億円のいずれか低い額に親会社等保証を受ける清算参加者の数（当該親会社等が清算参加者である場合には当該数に１を加えた数）を乗じた額）を下回り、速やかな回復が見込めないとき。	ｂ　当該親会社等の自己資本額（当該親会社等が金融商品取引業者又は登録金融機関でない場合には、これに相当する額）が１，０００億円（当該親会社等が複数の清算参加者のために親会社等保証を行う場合には、１，０００億円に親会社等保証を受ける清算参加者の数（当該親会社等が清算参加者である場合には当該数に１を加えた数）を乗じた額）を下回り、速やかな回復が見込めないとき。
ｃ・ｄ　（略）	ｃ・ｄ　（略）
６・７　（略）	６・７　（略）
（個別の取引口座に係るリスクの制限） 第２９条の２　当社は、清算参加者の自己取引口座又は委託取引口座ごとの当初所要金所要額	（新設）

が、当該清算参加者の自己資本額（清算参加者が親会社等保証を受けている場合には、親会社等保証を行っている親会社等の自己資本額（当該親会社等が金融商品取引業者又は登録金融機関でない場合には、これに相当する額）。以下本条及び次条において同じ。）の５０パーセントを超えた場合には、当該清算参加者に対し、当社が定めるところにより当初証拠金所要額の引上げ措置を行うことができる。 ２　当社は、清算参加者の自己取引口座又は委託取引口座ごとの当初所要金所要額が、当該清算参加者の自己資本額の１００パーセントを超えた場合には、当該清算参加者を審問のうえ、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引のうち当該超過した口座に係るものについて新たな債務負担の全部又は一部の停止の措置を行うとともに、取締役会の決議による当該口座を対象としたポジション保有状況の改善指示の措置を行うことができる。 ３　前項に規定するポジション保有状況の改善指示を受けた清算参加者は、当社がその都度指定する日までに、ポジション保有状況を改善することを目的として、当該清算参加者の清算約定の任意解約又は資本充実その他具体的な措置（清算委託者への必要な限度での措置の要請を含む。）を講じなければならない。 ４　本業務方法書に定めるもののほか、ポジション保有状況の改善指示に関し必要な事項は、当社がその都度定める。 （自己資本額に応じたリスクとするための措置）		
第２９条の３　当社は、清算参加者の自己取引口座及びすべての委託取引口座に係る当初証拠金所要額の合計額が、当該清算参加者の自己資本額の２００パーセントを超えた場合には、当該清算参加者を審問のうえ、当該清算参加者を当	（新設）	

事者とする清算対象取引について新たな債務負担の全部又は一部の停止の措置を行うとともに、取締役会の決議によるポジション保有状況の改善指示の措置を行うことができる。 ２　前条第３項及び第４項の規定は、前項に規定するポジション保有状況の改善指示の措置を行った場合について準用する。	
（債務負担の停止等の措置の解除） 第３４条　（略） ２・３　（略） ４　第１項及び第２項の規定は、当社が第２９条から第３０条まで及び第３２条に規定する措置を行った場合について準用する。	（債務負担の停止等の措置の解除） 第３４条　（略） ２・３　（略） ４　第１項及び第２項の規定は、当社が第２９条、第３０条及び第３２条に規定する措置を行った場合について準用する。
（異議の申立て等） 第３５条　第１５条第１項ただし書、第２項及び第３項の規定は第２８条及び第２９条の２から第３０条までに規定する審問について、第１５条第４項から第６項までの規定は第２８条から第３２条までの措置について、それぞれ準用する	（異議の申立て等） 第３５条　第１５条第１項ただし書、第２項及び第３項の規定は第２８条及び第３０条に規定する審問について、第１５条第４項から第６項までの規定は第２８条から第３２条までの措置について、それぞれ準用する
（措置評価委員会） 第３６条　当社は、第２８条、第２９条の２第２項及び第２９条の３から第３１条までに規定する措置を清算参加者に対し行おうとするときは、あらかじめ、当該措置を行うことの適否につき、措置評価委員会に諮問し、その意見を尊重するものとする。 ２・３　（略）	（措置評価委員会） 第３６条　当社は、第２８条、第３０条及び第３１条に規定する措置を清算参加者に対し行おうとするときは、あらかじめ、当該措置を行うことの適否につき、措置評価委員会に諮問し、その意見を尊重するものとする。 ２・３　（略）
（金利スワップ決済保証準備金等による損失の補填） 第１０３条　（略） ２～４　（略）	（金利スワップ決済保証準備金等による損失の補填） 第１０３条　（略） ２～４　（略）

５　第９条第１項第３号ｂの委託を行っている清算参加者に係る第２項第２号の規定の適用は、次に定めるところによる。 （１）　破綻処理入札への参加 当該清算参加者から委託を受けた者が、破綻処理入札において当該委託に係る入札を行ったことをいう。 （２）　入札対象取引の落札 当該清算参加者から委託を受けた者が、破綻処理入札において当該委託に係る入札により入札対象取引を落札したことをいう。 （３）　破綻処理入札において相場から著しく乖離した価格として当社が規則で定める価格による入札 当該清算参加者から委託を受けた者が、破綻処理入札において第２項第２号ｂに規定する価格により当該委託に係る入札を行ったことをいう。 付　　則 この改正規定は、平成２６年４月１日から施行する。	（新設）

金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
（破綻処理手続への参加の委託） 第５条の２　業務方法書第９条第１項第３号ｂに規定する当社が定める者は、清算参加者とする。 ２　業務方法書第９条第１項第３号ｂの委託は、委託を受けた者が破綻処理入札に参加し、入札対象取引を落札した場合には、その計算で入札対象取引を成立させることをその内容とする。 ３　前項に規定する委託（以下「破綻処理手続参加委託」という。）に係る契約には、委託を受けた者による金利スワップ破綻管理委員会規則第９条第１項に規定する破綻処理演習への参加、利益相反を回避するための方法、破綻清算参加者の破綻処理の手続に関する秘密（一般に知られておらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する事実をいう。）の保持に関する事項及び当該手続に関する本業務方法書等の規定その他当該手続に関し当社がその都度定める事項を遵守する旨を規定するものとする。 ４　破綻処理手続参加委託は、既に他の清算参加者から破綻処理手続参加委託を受けている者に行うことはできないものとする。	（新設）
（破綻処理手続参加委託に関する変更手続） 第５条の３　清算参加者が、破綻処理手続参加委託を取りやめようとする場合は、あらかじめ自社における業務方法書第９条第１項第３号ｂに規定する業務執行の体制を記載した当社所定の書面を当社に提出し、当社の承認を得なければならない。 ２　清算参加者が、新たに破綻処理手続参加委託を行おうとする場合は、あらかじめ破綻処理手続	（新設）

参加委託を受ける者及びその者における業務方法書第９条第１項第３号ｂに規定する業務執行の体制を記載した当社所定の書面並びに当該破綻処理手続参加委託に係る契約書を当社に提出し、当社の承認を得なければならない。 ３　破綻処理手続参加委託を行っている清算参加者は、破綻処理手続参加委託に係る契約が終了した場合（第１項に規定する承認を得た場合を除く。）は、その旨を当社所定の書面により当社に報告するものとする。	
（報告事項） 第２０条　業務方法書第２０条に規定する当社が定める場合は、清算参加者について次に掲げる事項が生じた場合とし、当該清算参加者は、当社所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して当該事項を当社に報告するものとする。 （１）～（２６）　（略） （２７）　（削除） （２８）～（３５）　（略）	（報告事項） 第２０条　業務方法書第２０条に規定する当社が定める場合は、清算参加者について次に掲げる事項が生じた場合とし、当該清算参加者は、当社所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して当該事項を当社に報告するものとする。 （１）～（２６）　（略） （２７）　当社が通知により定める金利スワップ取引の未決済残高報告書を作成したとき。 （２８）～（３５）　（略）
（自己資本額に比してリスクが大きい場合における当初証拠金所要額の引上げ） 第２３条の２　業務方法書第２９条の２第１項の当初証拠金所要額の引上げ措置は、自己取引口座又は委託取引口座（以下本条において「取引口座」という。）ごとに、次の各号に掲げる各取引口座に係る当初証拠金所要額の清算参加者の自己資本額に占める割合に応じて、当該当初証拠金所要額に当該各号に定める値を乗じた金額を当初証拠金所要額割増額とする方法により行うものとする。 （１）　５０パーセント超６０パーセント以下　０．２ （２）　６０パーセント超７０パーセント以下	（新設）

０．４ （３）　７０パーセント超８０パーセント以下 ０．６ （４）　８０パーセント超９０パーセント以下 ０．８ （５）　９０パーセント超　１．０	
（米国商品先物取引委員会への書類の提出） 第４７条の５　当社は、米国商品先物取引委員会から、清算参加者の財務計算に関する書類及びリスク管理に関する書類の提出を求められた場合は、第１４条の規定により当該清算参加者が当社に提出した書類及び第２０条の規定により当該清算参加者が当社に報告した書類のうち該当するものを同委員会に提出するものとする。	（新設）
付　　則 この改正規定は、平成２６年４月１日から施行する。	
様式第３号　清算受託契約の様式 金利スワップ清算受託契約書	様式第３号　清算受託契約の様式 金利スワップ清算受託契約書
（甲に措置が行われた場合の対応） 第１０条の２　業務方法書第２９条の２第２項に規定する措置（乙の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく対象取引について実施されたものに限る。）又は同第２９条の３第１項に規定する措置が甲に対して実施された場合であって、甲が乙に対してポジション保有状況を改善するために必要な措置の要請を行ったときは、乙は当該要請に応じることとする。	（新設）

措置評価委員会規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（諮問事項） 第３条　当社は、清算参加者に対し次に掲げる措置又は判断を行おうとするときは、措置評価委員会に諮問するものとする。 （１）・（２）　（略） （３）　金利スワップ業務方法書第２８条、第２９条の２第２項又は第２９条の３から第３１条までに規定する措置、金利スワップ業務方法書第３５条において準用する金利スワップ業務方法書第１５条第５項に規定する異議の申立てに対する判断又は金利スワップ運営委員会規則第５条第２項に規定する委員の選任の取消し（委員について破綻等を認定した場合又は委員が同条第１項各号に掲げる者に該当しなくなった場合によるものを除く。）に関する判断 （４）　（略） ２　前項の規定は、業務方法書第２９条の２、ＣＤＳ業務方法書第３０条並びに金利スワップ業務方法書第２９条の２第２項、第２９条の３及び第３０条に規定する措置（自己の計算による取引に係るものに限る。）を行おうとするときその他緊急の必要があるときは、適用しない。この場合、当社は措置等を行った後、遅滞なくその内容を措置評価委員会に報告しなければならない。 ３　（略） 付　則 この改正規定は、平成２６年４月１日から施行する。	（諮問事項） 第３条　当社は、清算参加者に対し次に掲げる措置又は判断を行おうとするときは、措置評価委員会に諮問するものとする。 （１）・（２）　（略） （３）　金利スワップ業務方法書第２８条、第３０条若しくは第３１条に規定する措置、金利スワップ業務方法書第３５条において準用する金利スワップ業務方法書第１５条第５項に規定する異議の申立てに対する判断又は金利スワップ運営委員会規則第５条第２項に規定する委員の選任の取消し（委員について破綻等を認定した場合又は委員が同条第１項各号に掲げる者に該当しなくなった場合によるものを除く。）に関する判断 （４）　（略） ２　前項の規定は、業務方法書第２９条の２、ＣＤＳ業務方法書第３０条及び金利スワップ業務方法書第３０条に規定する措置（自己の計算による取引に係るものに限る。）を行おうとするときその他緊急の必要があるときは、適用しない。この場合、当社は措置等を行った後、遅滞なくその内容を措置評価委員会に報告しなければならない。 ３　（略）

金利スワップ取引清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（破綻処理入札参加義務） 第９条　（略） ２・３　（略） ４　業務方法書第９条第１項第３号ｂの委託を行っている清算参加者は、その委託を受けた者が破綻処理入札に参加することで、第１項に規定する義務を履行するものとする。	（破綻処理入札参加義務） 第９条　（略） ２・３　（略） （新設）
（第三階層特別清算料の額等） 第２１条　（略） ２　（略） ３　業務方法書第１０３条第４項の規定は、業務方法書第９条第３項第３号ｂの委託を行っている清算参加者に係る第１項の規定の適用について準用する。この場合において、同項第３号中「第２項第２号ｂに規定する価格」とあるのは、「前項に規定する価格」と読み替えるものとする。	（第三階層特別清算料の額等） 第２１条　（略） ２　（略） （新設）
付　則 この改正規定は、平成２６年４月１日から施行する。	

金利スワップ破綻管理委員会規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（破綻処理演習の実施） 第９条　（略） ２　すべての清算参加者は、破綻処理演習に参加し、当社及び委員会がその実施の都度作成する手順に従うものとする。この場合において、業務方法書第９条第１項第３号ｂの委託を行っている清算参加者は、当該委託を受けた者をして、破綻処理演習に参加させるものとする。 付　　則 この改正規定は、平成２６年４月１日から施行する。	（破綻処理演習の実施） 第９条　（略） ２　すべての清算参加者は、破綻処理演習に参加し、当社及び委員会がその実施の都度作成する手順に従うものとする。